平成２１年（フ）第３２８号
長崎県長崎市油木町88番地62　熊本アパート102号、旧住所長崎県長崎市三和町382番地１
債務者　松尾　保枝
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅１棟404号
債務者　山田　磯子（旧姓井手）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
長崎県長崎市風頭町28番33号
債務者　城戸美智江
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
長崎県長崎市西泊町12番６号、住民票上の住所長崎県長崎市西海町1920番地12
債務者　植木　　悟
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９号
大分県杵築市大田俣水4742番地１
債務者　長野　知子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第４５号
大分県中津市大字田尻785番地
債務者　**皿**辻美知子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５６１号
札幌市東区北44条東５丁目３番３号
債務者　石戸　直美
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１６号
札幌市西区発寒15条１丁目２番20―407号
債務者　石川　靖子（旧姓田守）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８０号
札幌市東区北42条東５丁目２番７―102号
債務者　齊藤　邦充
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８１号
札幌市東区北42条東５丁目２番７―102号
債務者　齊藤久美子（旧姓寺口）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１３号
北海道北広島市白樺町１丁目４番地１　Ｃ４―30
債務者　角谷　　忍
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５２号
札幌市白石区平和通15丁目北13番18号　左側
債務者　高久　奈緒
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７４号
札幌市西区西野１条１丁目11番27―113号
債務者　北川　敦士
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８１号
北海道恵庭市島松寿町２丁目１番地の14
債務者　桑原　　茂
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００６号
札幌市東区北49条東３丁目５番３号
債務者　長谷川和貴子（旧姓高見）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３９号
札幌市豊平区平岸４条13丁目４番30―205号
債務者　大平　義美（旧姓畠山）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４０号
札幌市豊平区平岸４条13丁目４番30―205号
債務者　大平美枝子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６８号
札幌市西区西野６条２丁目３番32号
債務者　田代　未佳
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部